

三重県警察サイバー捜査研修実施要綱の改正について（通達）

サ対発第190号

令和4年7月27日

【概要】

この通達は、「サイバー空間の脅威への対処に係る人材育成方針」に基づき、職員の知識及び全捜査部門の対処能力の底上げを図るため、「三重県警察サイバー捜査研修実施要綱」を定めたもの。